

# 排ガス測定

## 排ガス測定基準

「大気汚染防止法施行令 第2条及び施行規則 第15条等」に基づく

### 測定対象

- <主な対象施設> ボイラー、吸収式冷温水発生器、コージェネレーション設備、給湯ボイラー、焼却炉、発電機など
- 測定項目 ○窒素酸化物濃度(NOx) ○ばいじん濃度  
○硫黄酸化物濃度(SOx)※燃料が油(硫黄分を含むもの)等
- <規模又は能力> ボイラー: 伝熱面積が10m<sup>2</sup>以上又はバーナーの能力が重油換算で50t/h以上のもの  
固定型内燃機関(発電機) 燃焼能力がガスタービン50t/h、ディーゼル機関50t/h、ガス機関35t/h以上

### ばいじん濃度 排出基準値

大気汚染防止法施行規則 第4条、第7条

この表は排出ガス量が1万Nm<sup>3</sup>/h未満の場合に適用する(単位:g/Nm<sup>3</sup>)

設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類		一般排出基準		特別排出基準			補正
		特別区以外		特別区			
		~ S57.5.31	S57.6.1 ~	~ S46.6.23	S46.6.24 ~ S57.5.31	S57.6.1 ~	残存酸素濃度(%)
ボイラー	ガス専燃ボイラー	0.10			0.05	5	
	液体燃焼ボイラー	0.30			0.15	Os ※	
固定型内燃機関	ガスタービン	0.05	0.05			0.04	16
	ディーゼル機関	0.10	0.10			0.08	13
	ガス機関	0.05	0.05			0.04	0

特別区排出基準の特別区とは…

※ … 排ガス中の酸素濃度(%)

大阪府の区域のうち、大阪市・堺市(美原区を除く)・豊中市・吹田市・泉大津市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・松原市・大東市・門真市・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・泉北郡  
兵庫県の区域のうち、尼崎市 愛知県の区域のうち、名古屋市  
地方自治体により規模要件等が異なることがある(奈良県、三重県、愛知県等) 排出基準は別途

### 窒素酸化物濃度 排出基準値

大気汚染防止法施行規則 第5条(2)

この表は排出ガス量が1万Nm<sup>3</sup>/h未満の場合に適用する(単位:ppm)

設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類		規制対象ボイラー							補正
		~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S52.9.9	S52.9.10 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S62.3.31	
ガス専燃ボイラー		150							5
液体燃焼ボイラー		250(280) ( )は脱硫装置が付属しているもの			180				4

設置年月日 ばい煙発生施設の種類の種類		~ S63.1.31	S63.2.1 ~ H元.7.13	H元.8.1 ~ H3.1.31	H3.2.1 ~ H6.1.31	H.6.2.1 ~ 現在	補正	
		ガス専燃ガスタービン	排出ガス量4万5千Nm <sup>3</sup> /h以上 排出ガス量4万5千Nm <sup>3</sup> /h以下		90			70
液体燃焼ガスタービン	排出ガス量4万5千Nm <sup>3</sup> /h以上 排出ガス量4万5千Nm <sup>3</sup> /h以下		120	100		70	16	
ディーゼル機関	シリンダー内径400mm以上 シリンダー内径400mm未満		1600	1400		1200	13	
ガス機関			950		2000	1000	600	0

規制対象ボイラー … 伝熱面積10m<sup>2</sup>以上で排出ガス量が1万Nm<sup>3</sup>/h未満のボイラー

(伝熱面積10m<sup>2</sup>未満かつバーナー能力が重油換算で50t/h以上の小型ボイラーは、当分の間規制値を適用しない。大阪府は別表)

ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち非常用として設置されているものは規制値は適用しない。

上記基準に加え地方自治体により、上乘せ基準等がある場合があります。(神戸市、吹田市、八尾市、河内長野市等。大阪府は別表)

# 大阪市

大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値（平成4年10月1日施行）

（単位：ppm）

設置年月日 ばい煙発生施設の種類	規制対象ボイラー（小型ボイラーを含む）		補正 残存酸素 濃度 （％）
	～ H.4.10.1 以前	H.4.10.1 以降 ～ 現在	
ガス専燃ボイラー	100	60	0
液体燃焼ボイラー	120(230) ( )は脱硫装置が付属しているもの	80	0

小型ボイラー…伝熱面積10m<sup>2</sup>未満かつバーナー能力重油換算値が50ℓ/h以上

固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領の窒素酸化物排出濃度に係る指導基準値

（単位：ppm（O<sub>2</sub>=0%））

固定型内燃機関		平成元年2月1日から 平成4年3月31日まで に設置	平成4年4月1日から 平成9年3月31日まで に設置	平成9年4月1日 以降に設置
ガスタービン	2万kw以上 15万kw未満			30
	6千kw以上 2万kw未満	150	100	50
	2千kw以上 6千kw未満			80 ※1
	2千kw未満	200	150	100
ディーゼル機関		500	300	300
ガス機関	650ℓ/h以上			50
	150ℓ/h以上 650ℓ/h未満	300	200	100 ※2
	50ℓ/h以上 150ℓ/h未満			
	50ℓ/h未満	500		150

## < 備考 >

- ① 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
- ② 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10ℓ/h以上、30ℓ/h未満の施設については、当分の間適用しない。
- ③ ※1 …平成12年3月31日までに設置されたものについては、85ppmを適用する。  
※2 …平成12年3月31日までに設置されたものについては、120ppmを適用する。